

第5次茨木市総合計画後期基本計画

<別冊>

令和2年(2020年)1月

茨木市

目次

基本構想

平成 27 年3月策定【再掲】

基本構想の概要	2
1 まちづくりの視点	3
(1)まちづくりの視点1【活力】	3
(2)まちづくりの視点2【つながり】	4
2 スローガン	5
3 まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針	6
《まちの将来像》	
(1)ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	6
(2)次代の社会を担う子どもたちを育むまち	7
(3)みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち	8
(4)市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち	9
(5)都市活力がみなぎる便利で快適なまち	10
(6)心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	11
《まちづくりを支える基盤》	
(7)まちづくりを進めるための基盤	12
4 計画策定に当たって	13
(1)これまでの茨木市のまちづくり	13
(2)茨木の魅力	15
(3)茨木市を取り巻く社会環境	18
(4)市民の思い	22

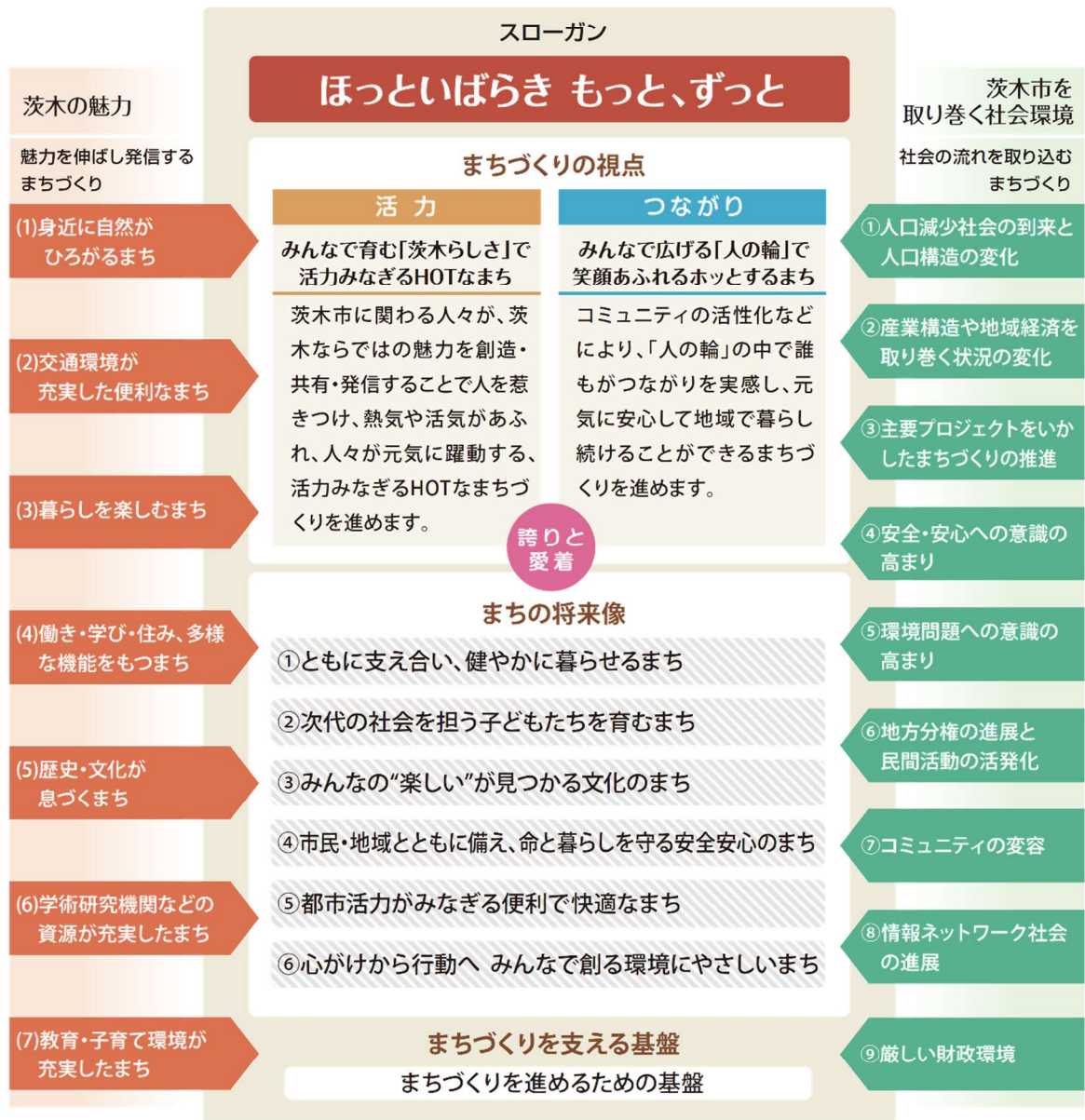
資料編

茨木市総合計画策定条例	26
茨木市附属機関設置条例(抜粋)	26
茨木市総合計画審議会規則	27
茨木市総合計画審議会委員名簿	28
審議会の開催経過	29
諮問について	30
答申について	30

基本構想

第5次茨木市総合計画の基本構想は、平成27年度から令和6年度の10年間の計画期間であり、後期基本計画の5年間も継承しますので、平成27年3月に策定した基本構想部分を再掲します。

基本構想の概要



市民の思い（市民アンケート、市民ワークショップ）

【市民アンケート「住み続けたい理由」の上位5つ】

- 住み慣れている、● 交通の便が良い、● 住環境が良い、● 日常生活に必要な施設、ものがそろい便利、● 自然環境が良い

【市民ワークショップ「住みたいまち」のキーワード】

- 商店街をもっと楽しく、● 若い世代があつまるまち、● みんなに知ってもらい、伝えたい、● 茨木のシンボルがほしい、● 活気、つながりのあるまち、● “ほっと”できるまち、● 地域、人とのつながり、● 子育てしやすいまち、● 子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、● お年寄りの手を借りて子どもも安心して暮らせるまち

1 まちづくりの視点

計画策定に当たって、「茨木の魅力」、「茨木市を取り巻く社会環境」、「市民の思い」を整理・把握してきました。これからのまちづくりを進めるにあたり、これら3つの方向から、重要な視点を2つ設定します。

(1)まちづくりの視点1【活力】

市民の思い

市民アンケートにおいて、「住み続けたい理由」を尋ねたところ、最も回答の多かったのは「住み慣れている」ですが、「交通の便が良い」、「住環境が良い」、「日常生活に必要な施設、ものがそろい便利」、「自然環境が良い」などが続きます。

また、市民ワークショップでは、「住みたいまち」のキーワードとして、● 商店街をもっと楽しく、● 駅前、商店街活性化、● 若い世代があつまるまち、● パンチ力のあるまち、● みんなに知ってもらい、伝えたい、● 市民が誇りをもつまち、● 茨木といえばコレ！コレといえば茨木！をつくる、● 茨木のシンボルがほしい、● 活気、つながりのあるまち、などが出されました。

茨木の魅力

名神高速道路等の国土幹線、JR・阪急・大阪モノレールといった鉄軌道網等、交通利便性の高さがあがりながら、市の中心を走る元茨木川緑地や北摂山系の豊かな緑など、身近に自然も多く、恵まれた環境にあります。また、長きにわたり培われてきた文化や歴史など誇るべき魅力が数多くあります。

茨木市を取り巻く社会環境

生産拠点の集約等により大規模な工場等の転出が続きましたが、茨木市ではそれを契機として大学のキャンパス開設等、新たなプロジェクトが進むとともに、物流関連においては新たな拠点の立地等もあります。産業を取り巻く環境では、ICT活用による新しいビジネス形態や芸術などを切り口とした産業振興などにより多様化が進んでいます。

交通の利便性や快適な住環境、市北部や都市部における豊かな緑、古くからの文化歴史など、茨木市には誇るべき魅力が数多くあります。主要プロジェクトの進展など今後の活力につながる事業も進んでいます。

また、市民ワークショップでは、「活性化」や「若い世代」といった活力をキーワードとした言葉が多く出ましたが、一方で駅周辺や商店街における賑わい不足や、「茨木といえば」と聞かれて誰もが思いつような「茨木らしさ」が足りないといった意見も出されました。

まちづくりの視点1

みんなで育む「茨木らしさ」で活力みなぎるHOTなまち

茨木市に関わる人々が、茨木ならではの魅力を創造・共有・発信することで人を惹きつけ、熱気や活気があふれ、人々が元気に躍動する、活力みなぎるHOTなまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの視点2【つながり】

市民の思い

市民アンケートにおいて、「参加している地域活動」を尋ねたところ、「何もしていない」が約4割を占めますが、その理由は「時間的な余裕がない」、「きっかけがない」といったものが多く、「地域での活動に関心がない」や「自分にとってメリットがない」とする回答者は1割以下でした。

また、市民ワークショップでは、「住みたいまち」のキーワードとして、●“ほっと”できるまち、●地域、人とのつながり、●世代間交流、●人の和(輪)、●声かけ、あいさつでつながりを、●子育てしやすいまち、●つながるきっかけが大切、●子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、●お年寄りの手を借りて子どもも安心して暮らせるまち、●シニアが元気で活気のあるまち、などが出されました。

茨木の魅力

企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが盛んです。また、子育て支援では、つどいの広場など地域で子育て中の親子をサポートする場が整うなど、教育・子育て環境の充実が図られています。多くの大学が立地することから、地域と大学が連携した取組も進んでいます。

茨木市を取り巻く社会環境

小規模な家族類型の比率が高まったことやライフスタイルの多様化により、子育てや介護の社会化が進んでいます。都市部では、単身世帯の増加等、地縁的なコミュニティ活動を志向しない世帯の増加などにより、地域住民のつながりが希薄化する一方で、新たなつながりも求められています。

世帯構成の変化、情報化の進展、就業形態の変化などに伴い人々の価値観や生活様式が多様化する中で、地域における連帯感の希薄化が課題となっています。一方で、市民アンケートでは、現在地域活動に参加していない市民も、時間やきっかけがないだけで、関心が無いわけではありません。また、市民主体の祭りやイベント、地域で子育てをサポートする仕組み、地域と大学の連携など、新たなつながりへの取組が行われており、市民ワークショップにおいても、世代間交流や人の和(輪)といった「つながり」を連想させるキーワードが数多く出ました。

まちづくりの視点2

みんなで広げる「人の輪」で 笑顔あふれるホッとするまち

コミュニティの活性化などにより、「人の輪」の中で誰もがつながりを実感し、元気に安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

2 スローガン

茨木市に住んでいる人には「住み続けたい」、市外の人からは「住んでみたい」「訪れたい」と思われるまちにするために、2つのまちづくりの視点を結びつけ、総合計画のスローガンを定めます。



スローガン

ほっといばらき もっと、ずっと

「ほっと」

は、熱気や活気があふれ、市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活を送ることができるまちの姿を表す「ホッと」を意味しています。この二つの「ほっと」はそれぞれの姿を単独で表現するものでなく、互いに連携し、活力とつながりが相互に作用することで、新たな茨木市の魅力を創造することも意味しています。

「もっと」

は、茨木市の魅力や暮らしやすさをさらに高め、市内外のより多くの人々に、これまで以上に「もっと」感じてもらえるまちづくりをめざすとともに、「ほっと」なまちづくりを進めることで、市民が持つ本市への「誇りと愛着」を深めていくことを意味しています。

「ずっと」

は、少子高齢化による人口構造の変化や人口減少社会にあって、茨木市の「ほっと」が将来にわたって持続し、市民の皆さんにこれからも「ずっと」住み続けてもらえるまちづくりを進めていくことを意味しています。



2つの「ほっと」な視点で、「もっと」多くの人々に、「ずっと」住み続けてもらえる「いばらき」をめざします

3 まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針

まちづくりの視点、スローガンを踏まえ、6つのまちの将来像と、それを支えるまちづくりを進めるための基盤の方針を掲げます。

《まちの将来像》

(1) ともに支え合い、健やかに暮らせるまち

少子高齢化の進展、市民の生活意識の変化や価値観の多様化などを背景に、ひとり暮らし世帯の増加や近隣同士の関係の希薄化が今後も進むものと予想されます。一方で、住み慣れた地域でいつまでも健康でいきいきと暮らし続けたい、支援が必要な場合に適切なサービスを受けたい、安心して医療を受けたいという市民ニーズは一層高まるものと考えられます。

このため、市民の生活を守る社会保障制度の適正な運用を図るとともに、市民一人ひとりが地域福祉に対する意識を高め、相互に認め合い、支え合って暮らす社会を念頭に、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の適切な役割分担のもと、市民やボランティア団体・市民活動団体、関係機関、行政が連携して、保健、医療、福祉、介護などに関わる総合的なサービスを市民の誰もが受けられるまちをめざします。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で、安心して生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの充実を図るほか、主体的に社会・地域活動に参加できる体制や仕組みづくりを進めます。

さらに、すべての市民が生涯にわたって望ましい生活習慣を身に付け、心身ともに健やかに暮らせるよう、個人の健康づくりを地域社会全体で支援する環境整備を進めるとともに、安全・安心な市民生活を確保するため、充実した地域医療体制をめざします。



障害福祉サービス事業所における生産活動

自助・互助・共助・公助とは

「自助」…地域に住む一人ひとりが努力していくこと

「互助」…家族や友人関係、近所づきあいなど、地域でお互いに支え合うこと

「共助」…一定のコミュニティの中でシステム化されたものや、介護保険などのような共に支え合うこと

「公助」…個人や地域など、民間の力では解決できない問題に対して、行政(公的機関)が行うこと

(2) 次代の社会を担う子どもたちを育むまち

少子高齢化社会の到来、安全安心に対する意識や価値観・生活スタイルの変化、また核家族化等の進行による近隣関係の希薄化など、子育て・教育を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、「子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在」であるとの基本的な考え方のもと、地域社会全体で次代を担う子どもたちを育てていくことが求められています。

このため、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供や子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援をはじめ、地域のさまざまな人材が連携・協力した子育て支援など、安心して子育てできる環境の整備を進めています。

また、これからの社会を生き抜く子どもたちには、他者と協働しながら新しい価値を創造する力や自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力が求められています。

そのため、思考力、基礎力、実践力といった21世紀型能力を含んだ「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」、すなわち「生きる力」の育成に向け、発達段階を考慮しつつ就学前から中学校卒業まで一貫した指導を通して、きめ細やかで質の高い教育をめざすとともに、よりよい学習環境を整備します。

さらに、青少年等が、さまざまな活動に参加することができ、必要に応じて適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長できる取組を進めるとともに、地域・家庭・学校の連携を促進することによって、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを進めます。



つどいの広場



保育所での給食



小学校での授業の様子



中学生の職業体験学習

(3) みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち

社会の成熟化に伴う心の豊かさや生きがいのための学習需要の増大への対応は、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成などに結びつきます。また、社会・経済の変化に対応した生涯学習の機会は地域の発展に寄与する人材育成につながります。

このため、市民の多様なニーズに対応した資料や情報を的確に提供するとともに、大学や高等学校などとの連携を図りつつ、いつでも、どこでも、誰もが学ぶことができる機会の拡充と環境を整備し、学習成果を発揮できる生涯学習社会の実現を図ります。また、健康増進、生きがいづくりの観点から誰もが生涯スポーツに親しめる環境を整えます。

さらに、気軽に文化芸術活動に取り組むことができる機会を拡充するとともに、郷土の歴史の理解を通して市民のふるさと意識が育まれるよう、文化遺産の保護を図ります。あわせて、自然、文化、歴史、地域で生み出される特産品など魅力的な観光資源や、北部地域の魅力向上などにより、賑わいや、憩いの場を創出します。

また、国内外の都市との幅広い交流などを通して、異文化への理解を深め、多文化共生の感覚を育むとともに、さまざまな人が訪れ暮らしやすいまち、“楽しい”が見つかる文化のまちをめざします。



川端康成文学館



茨木市吹奏楽団



グラウンドゴルフの様子



府有形文化財マリア十五玄義図
(文化財資料館保管)

(4) 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち

今世紀前半の発生が危惧される南海トラフ地震や、近年頻発する局地的短時間豪雨に対応するため、ハード・ソフト両面からの安全安心なまちづくりの推進が求められています。

このため、避難施設(避難所)の機能強化をはじめとした防災対策の充実を図るとともに、建築物及び上下水道施設等の耐震化を促進するほか、総合的な雨水対策の推進や、多様化・大規模化する災害に備えた消防・救急体制の充実によって消防力の強化を図ります。

また、「地域のことは地域で守る」という理念のもと、防災意識の高揚を図り、自助、互助・共助の取組強化を支援するとともに、地域ぐるみで災害に備える自主防災活動をより支援します。

さらに、警察や防犯協会などの関係機関と連携した防犯啓発や、地域における防犯環境の整備や防犯活動を支援するとともに、消費者被害を未然に防止するため、相談体制と啓発の充実を図ります。



消防隊の訓練



地域での防災訓練(煙体験訓練)



防犯パトロール



救急活動の様子

(5) 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

茨木市は、国土軸に位置する優位性を有しています。大阪都心への交通利便性にも優れています。また、豊かな自然と歴史・文化に恵まれた都市です。このような環境を背景に、暮らしやすく、企業活動も活発に行われる都市として、バランスのとれた都市構造を実現してきました。

近年、グローバル化の進展などにより過去に誘致した企業、工場の転出が続きましたが、本市のもつ地理的条件、優れた学術文化環境から、新たな知の拠点や、地域全体で環境負荷の低減をめざす構想など、時代を先取りした工場跡地の利用が進展しています。これらは、本市の今後に大きな変化を与えるものとなる可能性を有しています。また、北部地域では、彩都、安威川ダム、新名神高速道路の整備が進んでいます。今後の都市づくりにおいては、このような本市の立地優位性と、市域で進んでいる計画を、本市の発展と魅力・活力の向上につなげていかなければなりません。

このため、計画的な都市づくりを進めてきた基本的な姿勢を継承、発展させるとともに、本市のポテンシャルをいかし、快適な住環境の維持、増進や、適地における企業の誘致、雇用の拡大、ライフサイエンス分野をはじめとする新たな産業の育成に取り組みます。また、農林業等による地産地消の取組や市民等の新たな担い手の育成、確保に取り組むとともに、便利で快適な商店街づくりや市内事業所の事業継続、成長に向けた取組を支援します。

さらに、本市の玄関口となるJR茨木駅、阪急茨木市駅周辺の市中心部の再整備を進めるとともに、人口減少社会を迎えたわが国において顕在化しつつある諸課題（空き家対策、共同住宅の建て替え、公共・公益施設の維持など）に取り組みます。



上空から見た茨木市



茨木阪急本通商店街



立命館大学大阪いばらきキャンパス(毎日新聞社提供)

(6)心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

市民や事業者のエネルギー問題に対する意識の変化、地球規模での環境問題への対応、また、自然と共生する持続可能な社会の構築など、現在の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、身近な生活環境の保全とともに、市民の環境意識への対応が求められています。

このため、ライフスタイルや事業活動における環境への負荷低減に努め、生活環境の保全を図るとともに、生物多様性[※]の保全や身近なみどりの保全と活用により、人と自然とのふれあいがひろがる自然環境を創ります。

また、人と環境の関わりを知り、環境意識の向上に取り組むことで、省エネルギー活動の実践や再生可能エネルギーの普及による低炭素社会の形成、さらにはごみの減量化・再資源化による資源循環型社会の形成を進めます。

これらに資する積極的な環境配慮行動に取り組む市民や事業者を支援することで、あらゆる主体が協働し、生活環境、自然環境、低炭素、資源の循環を基盤とした、みんなで創る環境にやさしいまちをめざします。



水辺の生きもの観察会



環境教育ボランティアによる環境講座



消防署西河原分署に設置した太陽熱温水器



資源物分別の様子

※生物多様性：

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。たくさんの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林・里地里山や河川など様々な環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があり、これら3つの多様性が深く結びつくことで、多くの生きものが暮らしています。

《まちづくりを支える基盤》

(7) まちづくりを進めるための基盤

社会経済状況の変化や地方分権のさらなる進展を踏まえ、将来にわたる健全財政を基本とし、まちづくりの基盤となる効率的・効果的な自治体運営を推進するとともに、行政に求められる役割の変化に対応できる人材の確保と職員の育成を図り、市民の目線に立った、市民のための市役所づくりを進めます。

まちづくりの主役は市民です。人間関係や地域でのつながりの希薄化が進む中で、新たな地域のつながりを創出し、地域の課題を地域で解決できる地域自治のまちづくりを推進するとともに、NPOなどの自発的な公益活動を推進しながら、市民・事業者・市民活動団体等と市の良好なコミュニケーションと信頼関係による協働のまちづくりを進めるため、積極的な情報の共有と仕組みづくりを推進します。

そして、すべての行政分野において人権尊重のまちづくりと、男女共同参画社会の基本理念を踏まえ、市民とともに総合的な施策の推進に取り組みます。

また、基本構想のスローガンである“ほっといばらき もっと、ずっと”の実現をめざし、人口減少社会を視野に入れながら本市の持つ魅力を積極的に市内外に発信します。



非核平和都市宣言30周年記念被爆ピアノコンサート



ふるさと祭り



茨木市役所

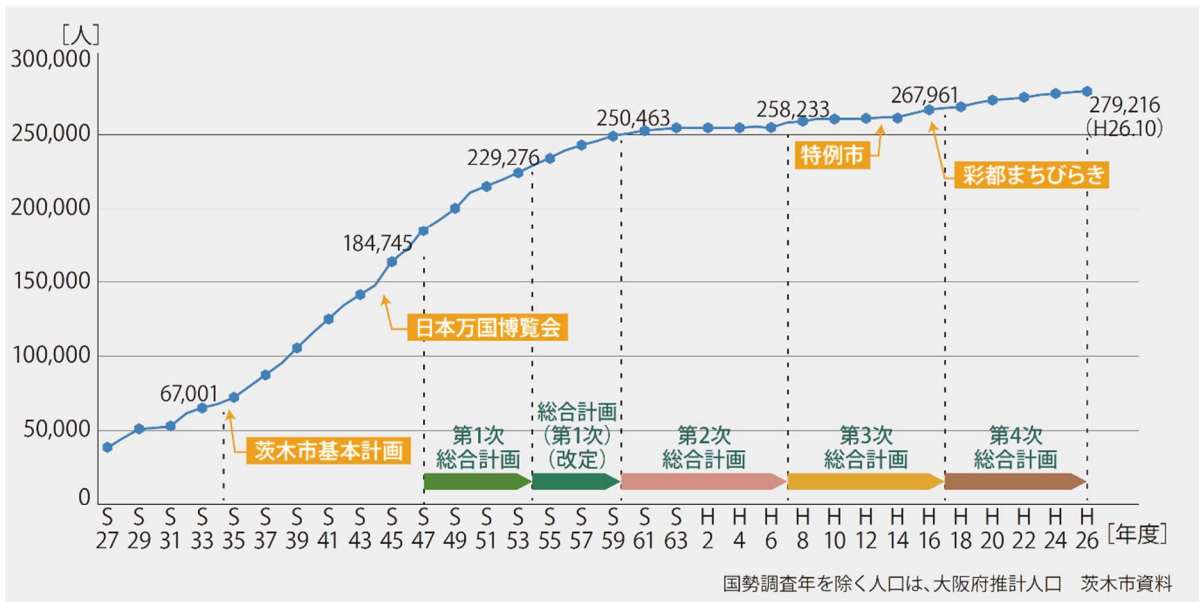
4 計画策定に当たって

(1) これまでの茨木市のまちづくり

茨木市の計画的なまちづくりは「茨木市基本計画」(昭和34年策定)までさかのぼり、当時からまちづくりに対する先見性を有していました。

その後、昭和44年に総合的なまちづくりの計画として、地方自治法により総合計画の策定が義務付けられました。茨木市では「茨木市総合計画」(昭和46年策定)にはじまり、「茨木市総合計画—21世紀をめざす都市づくり—」(昭和59年策定)、「茨木市総合計画(第3次)」(平成6年策定)、そして「茨木市総合計画(第4次)」(平成16年策定)に基づいて、さまざまな課題に対応して総合的かつ計画的な行財政運営を推進してきました。その成果が、現在の茨木市の姿となっています。

■総合計画の計画期間と人口推移



■昭和30年頃の商店街の様子



(本町通商店街)

■現在の商店街の様子



(阪急本通商店街)



■茨木市の将来像とまちの変遷

年代	将来像	まちの変遷
総合計画(第1次) 昭和47年～54年	都市化の波をのりこえ、熟度の高い地域社会をつくる (1) 緑と水にめぐまれた光あふれる自然都市 (2) 健康でうるおいのある文化ゆたかな生活都市 (3) すぐれた機能をもつ 活気ある北大阪の中核都市	昭和48年(1973年) ・合同庁舎オープン 昭和52年(1977年) ・保健医療センターオープン 昭和53年(1978年) ・市民体育館オープン
総合計画(第1次) (改定) 昭和54年～59年	緑の豊かな格調の高いまちづくりをめざして (1) 緑と水に恵まれた光あふれる自然都市 (2) 健康でうるおいのある文化豊かな生活都市 (3) すぐれた機能をもつ 活気と個性のある都市	昭和55年(1980年) ・溶融式ごみ処理施設操業開始 昭和57年(1982年) ・国鉄貨物連絡線営業開始 昭和59年(1984年) ・非核平和都市宣言
総合計画(第2次) 昭和60年～平成7年	ゆとりと活力、そして秩序と調和ある「人間都市」の形成をめざして (1) 緑豊かで定住できる「生活都市」 (2) 都市圏のなかで活動する「自立都市」 (3) 先進的な特色と個性をそなえた「文化都市」	昭和60年(1985年) ・川端康成文学館オープン 平成2年(1990年) ・初の市民さくらまつり開催 ・大阪モノレール(南茨木～千里中央駅間)開業 平成4年(1992年) ・阪急京都線茨木市駅付近高架化事業完成
総合計画(第3次) 平成7年～平成17年	やさしさと活力ある、文化の香り高い都市(まち)の構築 (1) やさしさあふれる「福祉実感都市」 (2) 活力みなぎる「機能躍動都市」 (3) 文化ひろがる「環境魅力都市」	平成7年(1995年) ・阪神・淡路大震災発生 ・人権擁護都市宣言 平成9年(1997年) ・大阪モノレール(南茨木～門真市駅間)開通 平成10年(1998年) ・大阪モノレール彩都線(万博記念公園～阪大病院前駅間)開業 ・生涯学習都市宣言 平成13年(2001年) ・特例市となる 平成16年(2004年) ・彩都(国際文化公園都市)まちびらき
総合計画(第4次) 平成17年～27年	希望と活力に満ちた文化のまち いばらき (1) こころすこやか「福祉充実都市」 (2) くらしやすらか「安心実感都市」 (3) 未来はぐくむ「環境実践都市」 (4) 活力あふれる「生活躍動都市」 (5) 個性かがやく「文化創造都市」	平成19年(2007年) ・大阪モノレール彩都線(阪大病院前駅～彩都西駅間)開通 平成21年(2009年) ・新名神高速道路本線工事に着手 平成26年(2014年) ・安威川ダム本体工事に着手

(2) 茨木の魅力

長い歴史の中、積み重ねられてきた多様な茨木の魅力は、日常の市民生活や企業活動の中では当たり前の存在になりがちです。その魅力を再発見し、さらに高め、次代に引き継いでいく必要があります。総合計画の策定にあたり、市民ワークショップの意見なども参考に茨木の魅力を次の7点にまとめました。

① 身近に自然がひろがるまち

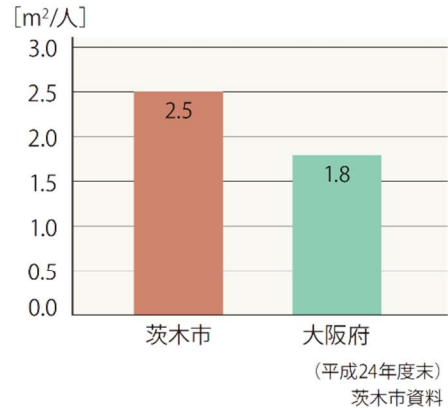
茨木市の自然は、北摂山系の森林や農地そして河川や社寺林等のほか、都市公園・緑地、水辺空間、街路樹の緑等の多様な形態を持ち、複合的に形成されています。市北部の北摂山系では大阪府立北摂自然公園などの美しい森林景観が保たれるとともに、地域の方々などの努力によって豊かな里地・里山が保全・形成されています。安威川ダム周辺では北摂山系の緑と一体となった「水と緑」の環境資源をいかした水辺空間の形成が期待されています。また、市民が徒歩や自転車で利用できる身近な公園の面積が多く、中でも市の中心を南北に走る元茨木川緑地は象徴的な存在で、広く市民に愛され、利用されています。

このように、27万の人口を持つ都市でありながら身近に自然がひろがるまちです。



元茨木川緑地

■ 1人あたり住区基幹公園面積

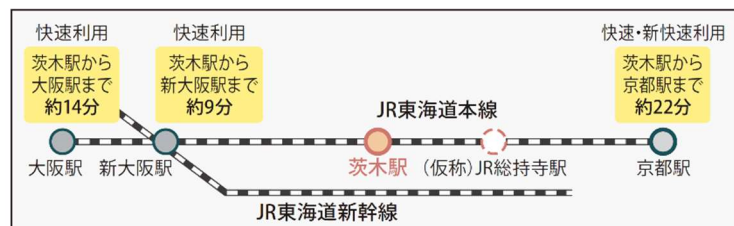
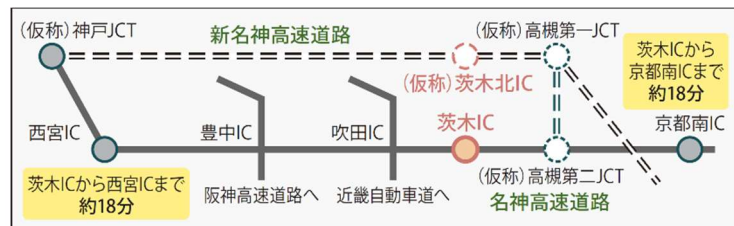


※住区基幹公園:

都市公園のうち住民の生活行動圏によって配置される比較的小規模な公園で、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。

② 交通環境が充実した便利なまち

茨木市は名神・新名神(開通予定)高速道路、近畿自動車道などの国土幹線が通り、JR東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールといった鉄軌道網、市内外をサービスするバス網が整備され、広域的な交通条件に恵まれています。さらに、大阪都心まで約15kmと近いことから、通勤や買い物、娯楽にも便利です。このように、茨木市は交通の利便性をいかし、時間を有効に使えるという、市民の暮らし、企業活動にメリットのあるまちです。



③ 暮らしを楽しむまち

茨木市では、企画から運営まで市民が直接携わる市民主体の祭りやイベントが数多く行われ、市内外の参加者を集め、賑わいを見せています。また、生涯学習センター、青少年野外活動センター、中央図書館、スポーツ施設などが整備され、教育・文化・スポーツ施策が充実しています。これらの活動や施策が展開される、暮らしを楽しめるまちです。

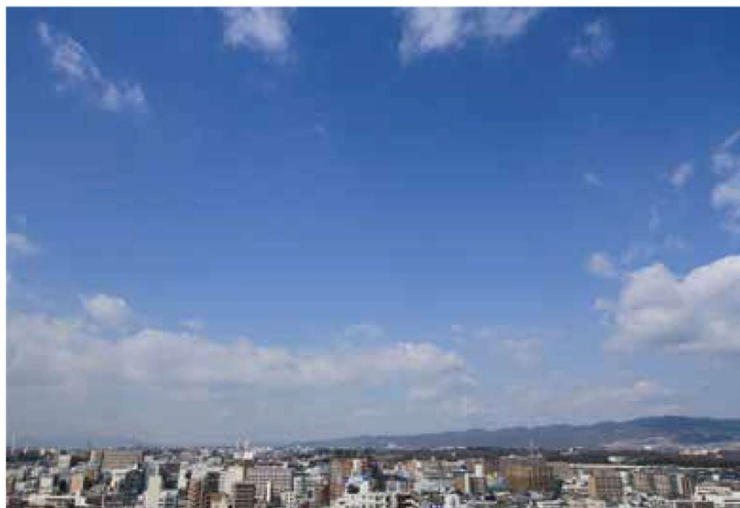
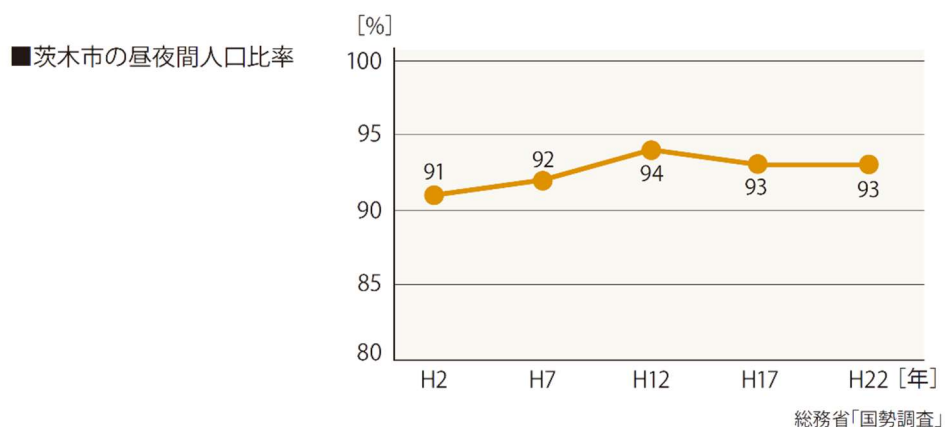


④ 働き・学び・住み、多様な機能をもつまち

茨木市は、恵まれた交通条件などにより、事業所や大学などが多く立地しています。通勤通学による流入人口も多く、昼夜間人口比率は90%台を維持しています。

一方、これまで本市では、できるだけ市街地の拡大を抑制する方向でまちづくりを進めたことにより、市街地の中に、住機能と公共施設、商業施設などが共存する、コンパクトな都市構造とバランスの良い土地利用となっています。

このように、茨木市は、働き・学び・住むといった多様な機能を合わせ持つ総合的な性格のまちです。



⑤ 歴史・文化が息づくまち

茨木市は歴史上早くから拓けた地域で、古くは弥生時代から大規模な集落が存在していました。東奈良遺跡からは多数の銅鐸鑄型等が発掘され、当時の最も優れた技術を有した地域であったことがうかがえます。また、古墳時代には大規模な前方後円墳が築かれ、大きな勢力を持っていたことを示しています。

中世から近世にかけては、茨木城を中心に城下町が形成され、数多くの大名が宿泊した郡山宿本陣、山間部には「聖フランシスコ・ザビエル像」などの遺物が発見された千提寺、下音羽の隠れキリシタンの里などが今に伝わっています。

また、近現代には著名な文化人である川端康成や富士正晴が暮らしたまちでもあります。

現在は、市民による文化活動も盛んで、発表会などさまざまな場を通じて、多くの方が文化・芸術などに触れる機会が創出されています。

このように茨木は古くから積み重ねられた歴史や文化が息づき、今につながるまちです。



国指定史跡郡山宿本陣

⑥ 学術研究機関などの資源が充実したまち

茨木市には、平成27年4月に立命館大学が開設されるなど、短期大学を含め7つの大学があり、高等教育機関の立地が充実しています。また地域の活性化等を図ることを目的に、市内外の大学等と協定を締結し、相互に連携、協力を行っています。

彩都西部地区のライフサイエンスパークには、ライフサイエンス分野の研究・開発機能を有する施設が集積しています。茨木市はこれらの知的資源を有効に活用できるまちです。



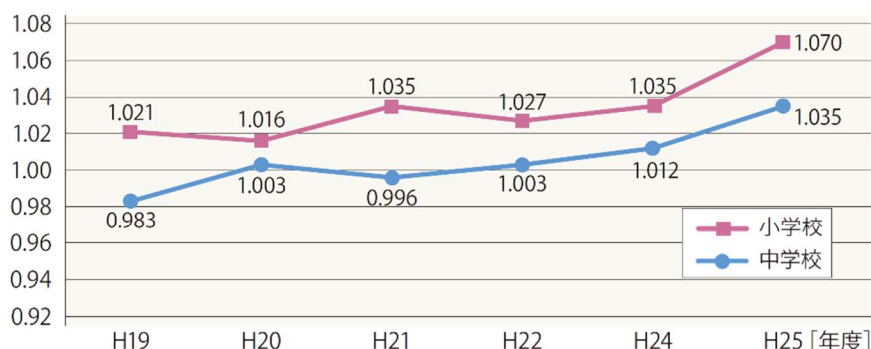
彩都ライフサイエンスパーク

⑦ 教育・子育て環境が充実したまち

茨木市は、義務教育では多面的な学力を計画的に向上させる施策が着実に成果を上げ、先進的な取組として評価されるほか、市内に府立・私立のさまざまな特色のある高校や大学が多く立地しています。

子育て支援については子育て支援センターやつどいの広場など地域で子育て中の親子をサポートする場が整い、また、医療費助成や放課後子ども教室などの取組を積極的に推進しており、安心して子育てができる、教育・子育て環境が充実したまちです。

■全国学力・学習状況調査結果合計(国語、算数・数学、全国比)



※平均正答率が、年度ごとに変わるため、全国平均=1として茨木市の結果を換算
茨木市資料

(3) 茨木市を取り巻く社会環境

総合計画は、時代とともに変化する、まちづくりに大きな影響を及ぼす社会環境を見定めた上で、20～30年といった長期的な視点から、今後10年間のまちづくりの方向を明らかにする必要があります。

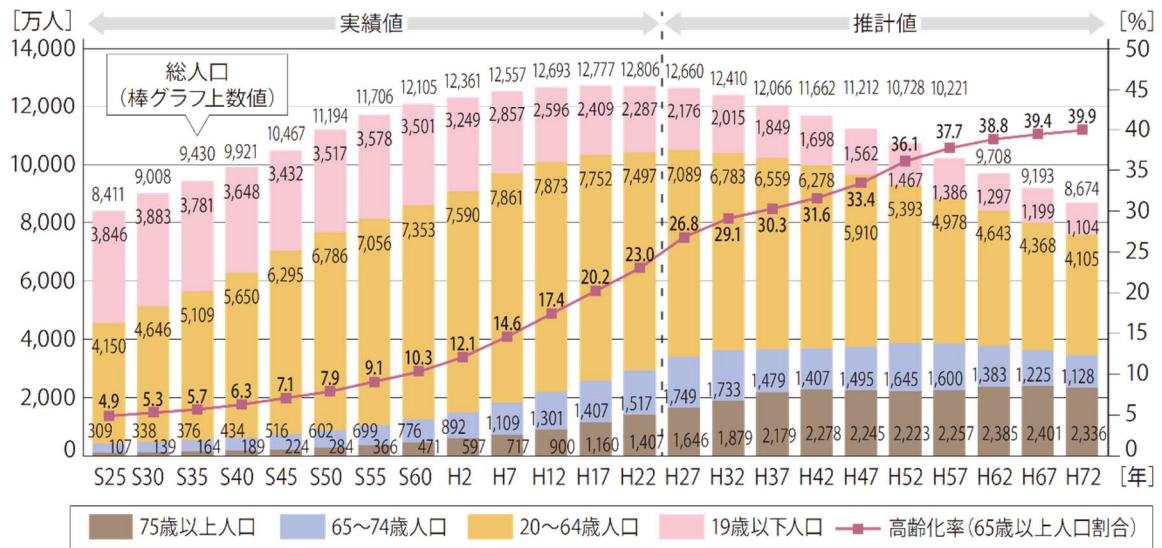
① 人口減少社会の到来と人口構造の変化

わが国の総人口は、既に減少傾向に入っています。また、高齢化の進行、特に後期高齢者の割合は年々高まり続ける一方、合計特殊出生率の低迷などにより、年少人口が減少しています。

この傾向は今後も続く予想される中、茨木市の人口は微増の状況にありますが、地区レベルでは既に減少している小学校区も見られ、空き家も散見されます。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたい状況にあります。

人口減少、人口構造の変化による課題は、市の施策全般に関わるものであり、市の活力を維持するといった視点からも重要です。そのため、子育て支援・教育や高齢者支援など、誰もが安心して暮らせるための施策の充実と、高齢者や女性の社会参加、観光や買い物に訪れる人々の増加等、市内で住む、働く、交流・活動する人口の拡大に向けた取組を行うことが必要です。

■全国の高齢化の推移と将来推計

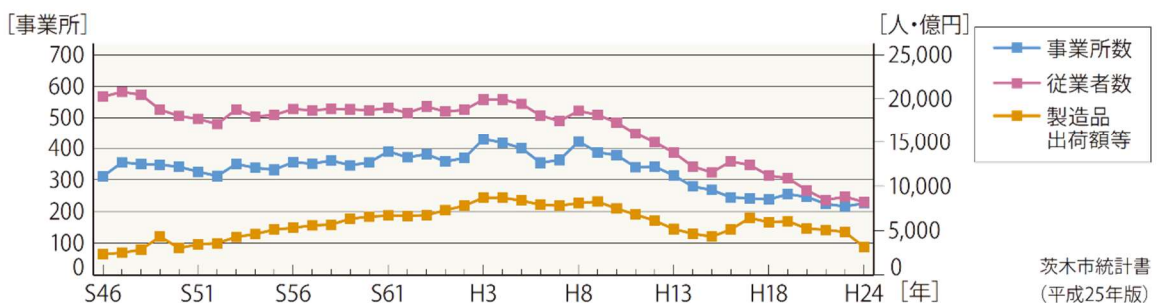


2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定推計結果 (注)昭和25年～平成22年の総数は年齢不詳を含む

② 産業構造や地域経済を取り巻く状況の変化

経済面では、グローバル化が進展し、企業の生産拠点の海外への移転や集約化が進んでおり、国内においては東京圏への一極集中などが進みつつあります。また、景気については回復傾向が見られるものの先行きが不透明な状態が続いています。茨木市においても、大規模な工場等の転出が続いており、地域に密着した商業や農林業では、後継者問題などの課題が発生しています。

■工業事業所数・従業者数・出荷額等



茨木市統計書 (平成25年版)

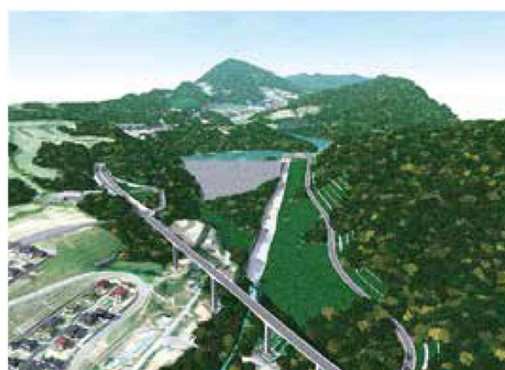
一方で、コミュニティビジネス^{※1}やソーシャルビジネス、ICT^{※2}の活用や農業の6次産業化による新たなビジネス形態、芸術や地域文化を切り口とした新たな産業振興など、産業を取り巻く環境は多様化しており、起業の機会が増えると予想されます。さらに、茨木市は広域交通の利便性が高いこと等から、物流関連産業の新たな拠点の立地等もあり、このような動向を踏まえ、市内での起業・新規立地を支援し、産業の活性化と雇用の創出を進めることが求められます。

③ 主要プロジェクトをいかしたまちづくりの推進

本市では大規模事業所の転出を契機に、新たなプロジェクト（立命館大学のキャンパス開設、JR新駅の設置、スマートコミュニティの計画）が進んでいます。彩都、安威川ダム、新名神高速道路といった、従前から進められているプロジェクトに取り組むとともに、都市基盤の充実を図り、プロジェクトの波及効果をいかした、新たな魅力の創出と産業振興を図っていくことが求められています。



新名神高速道路茨木北IC(仮称)周辺図



安威川ダム完成イメージ

④ 安全・安心への意識の高まり

わが国では地震・水害・土砂災害等の自然災害が多く発生しており、近年では平成23年の東日本大震災、平成24年の九州北部豪雨、平成25年の台風18号、26号等により各地で甚大な被害が発生しました。茨木市においても、短時間での局地的豪雨による道路冠水等が発生しています。また、今後30年以内に発生する確率が約60~70%と予測されている、南海トラフ地震などの大規模地震発生が危惧される中、「災害に上限はない」こと、「人命が第一」であることの重要性を再認識し、ハード・ソフト施策を適切に組み合わせた防災・減災^{※3}対策をより一層推進する必要があります。

また、振り込め詐欺、ストーカー、ひったくりなどといった犯罪により生活に対する不安感が増して、防犯に対する意識が顕著になっています。さらに、鳥インフルエンザ、SARS、新型インフルエンザなどのこれまでにはなかった新たな感染症などの不安も高まっており、安全に安心して暮らせる生活環境があらためて求められています。



安威川増水時の様子

※1 コミュニティビジネス:

地域資源をいかしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組む事業を指します。

※2 ICT:

Information and Communication Technology (情報・通信技術)の略で、コンピュータやインターネットに関連する技術の総称を指します。

※3 減災:

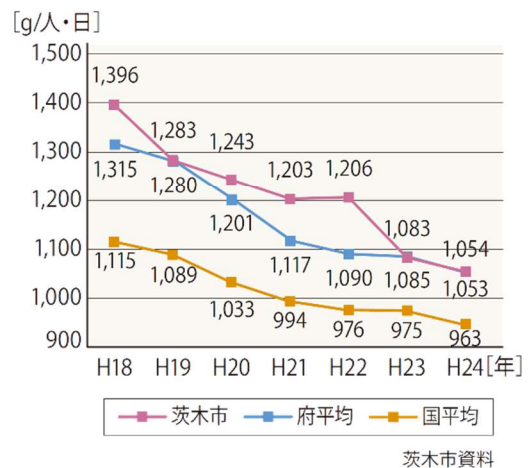
災害によって起こりうる被害を最小限にとどめるための取組をいいます。

⑤ 環境問題への意識の高まり

世界人口の増加や経済成長を背景に、環境負荷の増大やエネルギーの枯渇など、地球環境問題への対応が急務となっており、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済システムから脱却する必要性が問われています。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故によって、原子力問題、エネルギー問題がすべての国民の日々の暮らしに直接関わる重要な問題であることが認識されました。

今後は、ごみの減量や再資源化などの3R^{※1}を通じた循環型社会の形成、再生可能エネルギーの活用などによる低炭素社会^{※2}の実現、多くの二酸化炭素を吸収する森林等の保全・再生などの自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

■1人1日あたり平均ごみ排出量の推移



⑥ 地方分権の進展と民間活動の活発化

近年、地方分権が進展したことにより、地方自治体が独自の取組を行うことが可能となり、地域の特性をいかした個性的なまちづくりがより進めやすくなってきました。これからのまちづくりは、自己決定、自己責任のもと、新たな魅力や活力の創出につながる施策を展開していくことが求められています。

また、従来、まちづくりは行政が中心となって担ってきましたが、近年、市民・事業者・NPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発になってきており、規制緩和や特区制度等も活用しながら、まちづくりの新たな担い手としての民間主体の役割が拡大しつつあります。

今後は、市民や事業者、行政等のまちづくりの主体が、それぞれの役割を認識しながら、めざすべき都市像を共有し、福祉、環境、防災、教育など、多くの分野で、まちづくりに力を合わせていく必要があります。

⑦ コミュニティの変容

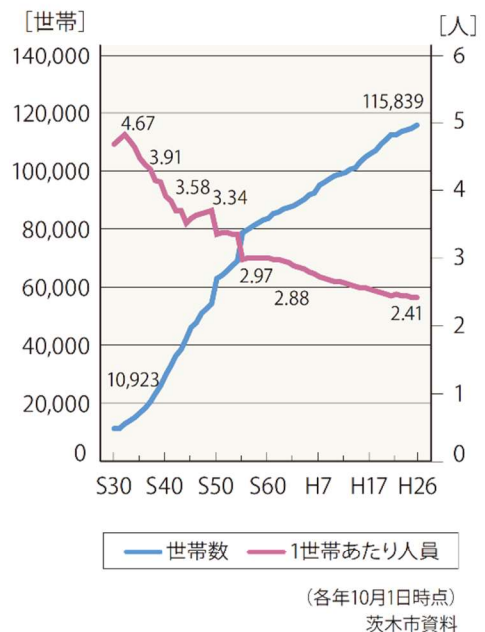
小規模な家族類型の比率が高まったことやライフスタイルの多様化により、子育てや介護といった以前は家庭内で行われていたことの社会化が進んでいます。

都市部では、地方からの人口の流入が進んだことや、住民の頻繁な流入により、地域への愛着・帰属意識が低下している可能性があり、加えて、単身世帯等の増加等、地縁的なコミュニティ活動を志向しない世帯が増えていることなどから、地域における連帯感が希薄化する傾向にあり、地域力の向上をめざした取組が求められています。

一方で、平成10年のNPO法(特定非営利活動促進法)施行以来、NPO法人の数は年々増加しており、特定の課題解決に向けた社会活動に参加する、テーマ型のコミュニティ活動が活発化しています。

地域固有の課題解決や災害時においてコミュニティは大きな力を発揮することから、今後は地域のつながりの再生等とともに、さまざまなコミュニティ間の連携を進めていく必要があります。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移



※1 3R:

Reduce(リデュース=発生を抑制する)、Reuse(リユース=再使用する)、Recycle(リサイクル=再資源化する)

※2 低炭素社会:

温室効果ガスの排出を抑え、環境に配慮した社会のことをいいます。

⑧ 情報ネットワーク社会の進展

ブログやSNSなどインターネットを介した多種多様なサービスが発達し、また、情報インフラや情報通信機器の急速な発展、普及により、「いつでも、どこでも、だれでも」簡単にコミュニケーションがとれ、新たなつながりを形成できる環境になってきました。また、膨大なデータを瞬時に処理したり、簡単に入手できるようになっています。

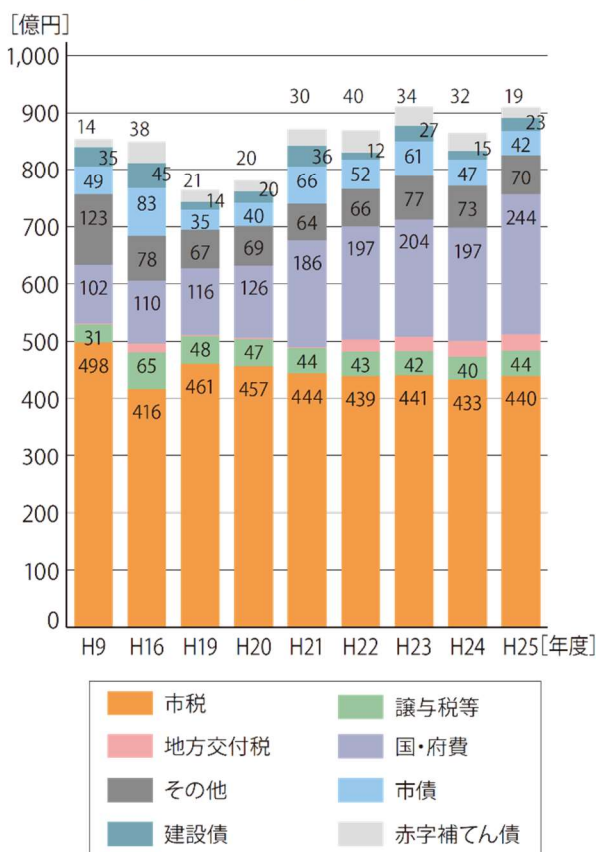
このような情報技術を活用することにより、場所や時間にとらわれない活動が可能となり、在宅医療・福祉、学習活動、防災などさまざまな分野での活用が期待されています。その一方で、情報通信基盤の整備水準、情報通信機器の利用方法や技術の程度による情報格差（デジタルデバイド）が懸念されています。また、コンピュータウイルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、企業の顧客情報の大量流出など、情報ネットワーク社会におけるセキュリティの確保や個人情報の保護、さらには情報教育の充実、情報モラルの醸成が新たな課題となっています。

⑨ 厳しい財政環境

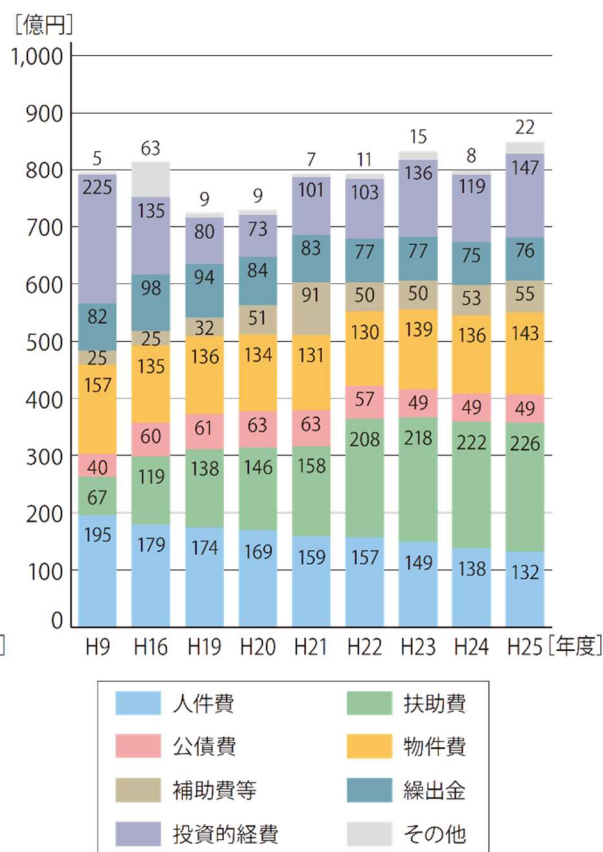
わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の少子高齢化の進展などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。

今後、茨木市においても、生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける扶助費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費用の上昇などにより、財政が硬直化することが予測されるため、選択と集中、効率的で効果的な行財政運営のもと、より一層財政の健全化を図る必要があります。

■ 茨木市の歳入決算額の推移



■ 茨木市の歳出決算額の推移



茨木市資料

(4) 市民の思い

市民と将来像を共有し、その実現に向けてともに取り組んでいく総合計画とするために、平成24年度に市民アンケート、平成25年度には市民ワークショップを実施しました。そこで、得られた茨木市への思いを総合計画の基本構想へとつなげています。

① 市民アンケート

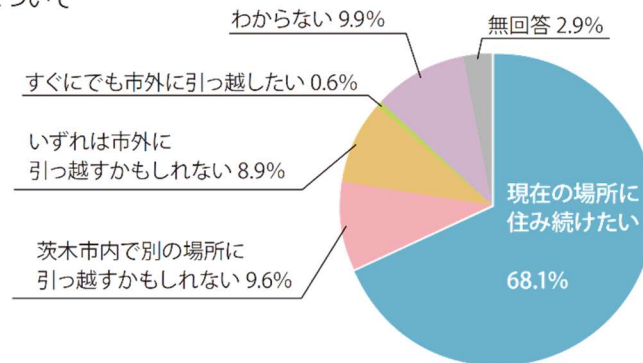
市民が日頃まちづくりについて考えていることや、まちづくりに対する率直な意見を把握するために行った市民アンケートにおいて、「今後の定住意向について」を質問しました。

その結果、約7割の方が「現在の場所に住み続けたい」と回答されました。また、その7割の方に「茨木市内に住み続けたい理由」(複数回答)としてお尋ねしたところ、上位5つの回答は、「住み慣れている」(67.2%)のほかに、「交通の便が良い」(52.9%)、「住環境が良い」(38.2%)、「日常生活に必要な施設、ものがそろい便利」(28.2%)、「自然環境が良い」(25.1%)となり、茨木市が持つ魅力や特性が現れていると考えられます。

市民アンケート

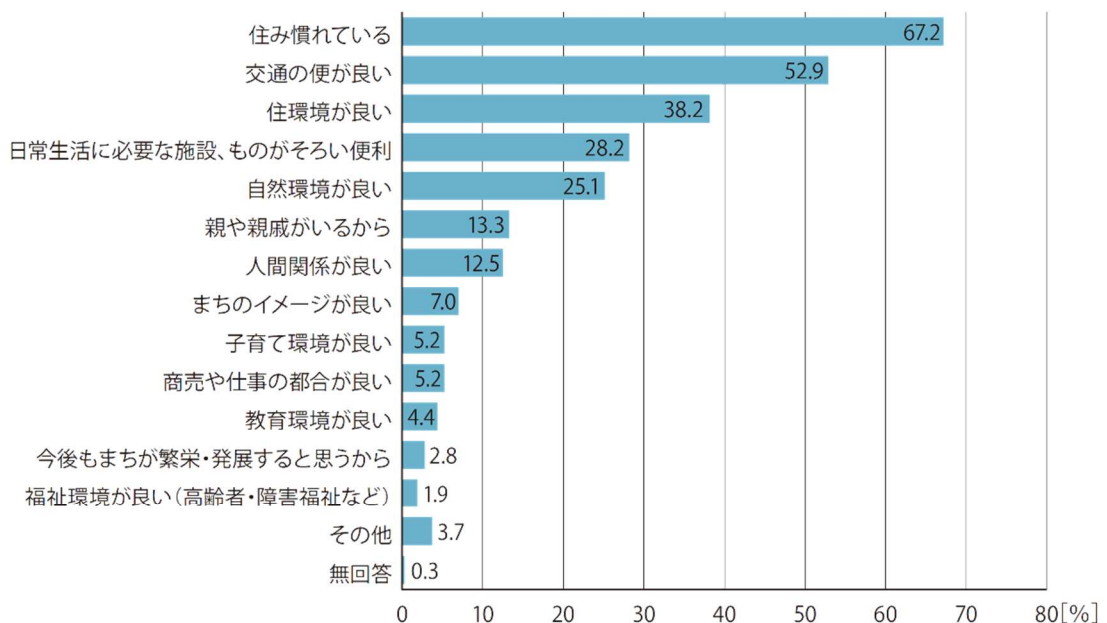
平成25年1月実施、20歳以上市民5,000人に送付、有効回収数2,423人、有効回収率48.5%

■今後の定住意向について



(N=2,423)

■茨木市内(現在の場所)に住み続けたい理由



② 市民ワークショップ(いばらきMIRAIカフェ)

計画策定に向けた取組を市民と一緒に進めていくため、茨木市に住む人、働く人、学ぶ人などが集い、茨木市の将来像などを考える市民ワークショップを、平成25年7月27日から平成26年2月1日までの間、計10回にわたり開催し、のべ722人の参加をいただきました。

■市民ワークショップ テーマ「私たちが住みたいまちってどんなまち？」で出された意見

活気・活力

- 茨木で買い物、地域のお店に貢献!
- 商店街をもっと楽しく!
- JR、阪急両駅前の再開発、商店街の活性化!
- 若い世代がもっとあつまる茨木に
- 新しいことに勇気をもって挑戦する意識と、一歩踏み出す行動
- 現状に満足せずチャレンジする
- 企業が出て行くな、人を呼び込んでお金を使わせよう!!

つながり

- 声かけ、あいさつで人とのつながりを大切に
- 茨木市全体で人との関わりを持つ!
- “ほっと”できるまち・地域、人とのつながり・コミュニケーション
- 人の和(輪)を
- 気軽に集える場所づくり
- 地域の人とのつながりの居心地良さが「住みやすさ」
- ボランティアで助け合いのまちづくり
- 子ども、家庭、学校、地域、ひとりひとりを接続するジョイント機能、きっかけをたくさん設け、風通しの良い安心な環境
- まちの歴史を次世代に伝えていくことで、世代間交流に

魅力・シンボル・発信

- 駅前を魅力的に!
- 若い人にとって魅力のあるまちに
- 茨木と言えば「○○」というシンボルがほしい
- 茨木市ブランド化プロジェクト、街PR
- パンチ力のあるまちに。茨木といえばコレ!コレといえば茨木!
- 茨木には素敵なものがたくさんあることを伝えたい
- 大好きな“いばらき”をみんなに知ってもらおう!
- 茨木の良さを市民が知って誇りをもつまちに!
- 豊かな歴史をふまえたまちづくりを
- 「愛着心」

子ども・子育て

- 子ども同士、子と親、親と高齢者のつながり、機会を生み出す
- 子育てしやすい街に
- 安心して子育てできるように
- 近所づきあいで子育て

参加・交流

- 市内3大学との連携!
- 世代と地域を越えて大きな「祭」を実現!
- あつまりに参加、世代間交流でまちを活性化!

高齢者

- 高齢者の手を借りて、子どもも安心して暮らせる街
- シニアが元気で活気のある街、地域の役に立てたらいいな
- 高齢者も子どもも安心して住めるまちづくり
- 地域のつながりがあるまち
- ホッとするまち

■市民ワークショップ テーマ「茨木市の良いところ、ちょっと残念なところ」で出された意見

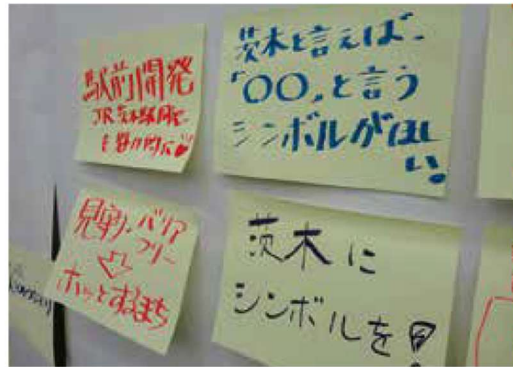
良いところ

- 住みやすい
- 自然豊かな地域が多い、市中心部にも桜並木など緑・自然がある
- 図書館の蔵書が豊富、生涯学習、スポーツなどの施設が充実している
- 地域の人々のつながりを大切にしている
- 歴史的、文化的に貴重な資源が豊富にある
- 都市景観が良い、ごちゃごちゃしていない

ちょっと残念なところ

- 商店街に元気がない、駅周辺の店舗が寂れている
- 高槻市、吹田市などと比べ、賑わいが少ない
- まちのテーマがない(「○○のまちいばらき」というものがない)
- 家賃が高い
- 地域のイベントに若い力が足りない
- 中心部の交通渋滞

■市民ワークショップの様子



(5) 計画の位置づけ

① 市民・事業者・市が共有して取り組む計画としての位置づけ

・めざすべき将来像と実現への道筋を明らかにする

総合計画は、市民、事業者、議会、行政が、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画とします。

・まちづくりに関わる主体の行動指針

さまざまな主体が、協働と役割分担のもと、まちづくりを進めるために共有すべき指針とします。

② 行政運営計画としての位置づけ

・最上位計画としての指針

あらゆるまちづくり分野を包括する、最も上位に位置づけられる計画としての方向性を示す、各分野の行政計画の基本とします。

・行財政運営の指針

計画の進捗管理を行うため、施策評価を実施し、効率的かつ効果的な行財政運営の指針となる計画とします。

資料編

茨木市総合計画策定条例
茨木市附属機関設置条例(抜粋)
茨木市総合計画審議会規則
茨木市総合計画審議会委員名簿
審議会の開催経過
諮問について
答申について

茨木市総合計画策定条例

平成24年9月27日
茨木市条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像とその具体化のための基本方向を明確に示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第2条の規定により設置された茨木市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

茨木市附属機関設置条例(抜粋)

平成25年3月13日
茨木市条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として別表左欄に掲げる附属機関を置き、その担任する事務は同表右欄に定めるところとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則(平成31年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

市長の附属機関

名称	担任する事務
茨木市総合計画審議会	総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)第3条の規定に基づき、茨木市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 市議会から推薦された市議会議員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員(以下この条において「部会員」という。)は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を総理し、部会の調査又は審議の経過及び結果について会長に報告するものとする。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 会長及び副会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

8 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

9 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、企画財政部において処理する。

(秘密の保持)

第9条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(茨木市総合計画審議会運営規則の廃止)

2 茨木市総合計画審議会運営規則(昭和45年茨木市規則第30号)は、廃止する。

附 則(平成26年規則第43号)

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において茨木市総合計画審議会の委員である者の任期は、この規則による改正前の茨木市総合計画審議会規則第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

茨木市総合計画審議会委員名簿

規則区分	氏名	所属団体等
(1) 市民 (2名)	森本 康嗣	公募市民
	山田 理香	公募市民
(2) 学識経験者 (5名)	今西 幸蔵	桃山学院教育大学 教育学部 客員教授
	肥塚 浩	立命館大学大学院 教授
	新野 三四子	元 追手門学院大学 経済学部 教授
	豊田 祐輔	立命館大学 政策科学部 准教授
	◎ 久 隆浩	近畿大学 総合社会学部 教授
(3) 関係団体から推薦 された者 (3名)	長田 佳久	茨木市自治会連合会 副会長
	木村 正文	茨木商工会議所 専務理事
	○ 福井 紀夫	茨木市社会福祉協議会 会長
(4) 市議会から推薦 された市議会議員 (5名)	稲葉 通宣	茨木市議会議員
	岩本 守	茨木市議会議員
	上田 嘉夫	茨木市議会議員
	河本 光宏	茨木市議会議員
	畑中 剛	茨木市議会議員

◎会長 ○副会長
 (敬称略/規則区分ごとの五十音順)
 ※所属・役職名は諮問時現在

審議会の開催経過

茨木市総合計画審議会は令和元年度に開催され、第5次茨木市総合計画 後期基本計画が審議されました。

審議会の開催経過と審議事項は以下のとおりです。

回	日程	審議事項
1	8月7日(水)	会長、副会長の選出 諮問 議事の公開 後期基本計画全体像(はじめに・基本計画の内容等)の審議 施策別計画(案)の審議
2	8月9日(金)	施策別計画(案)の審議
3	8月23日(金)	施策別計画(案)の審議
4	9月27日(金)	これまでの審議のまとめ 都市構造、財政計画の審議
5	11月15日(金)	パブリックコメントの意見とその対応 答申案の審議
6	11月22日(金)	答 申

諮問について

茨木市総合計画審議会
会長 久 隆浩 様

茨企第504号
令和元年8月7日

茨木市長 福岡 洋一

茨木市総合計画について(諮問)

茨木市総合計画後期基本計画(案)について、貴審議会に諮問いたします。

答申について

茨木市長 福岡 洋一 様

令和元年11月22日

茨木市総合計画審議会
会長 久 隆浩

茨木市総合計画について(答申)

令和元年8月7日付け茨企第504号で諮問のありました茨木市総合計画後期基本計画(案)について、下記の意見を付して、別添のとおり答申いたします。

後期基本計画は、10年間の基本構想に基づくものであることから、当基本計画の審議において、前期基本計画を継承しつつ社会情勢の変化を的確に捉えることを主眼に、6回にわたる審議会やパブリックコメント制度における幅広い市民等の意見を踏まえ、活発かつ慎重に議論を重ねて取りまとめたものであり、今後の計画策定にあたっては十分尊重されることを求めます。

記

本基本計画の推進にあたっては、持続可能な社会の実現を掲げるSDGsの達成を視野に据えつつ、多様な主体の適切な役割分担に留意しながら、施策別計画に基づく各施策・取組を着実に推進するとともに、昨年の災害の経験を踏まえた安全・安心なまちづくりと、本市のさらなる発展に向けた市民会館跡地エリア活用や安威川ダム周辺整備等をいかした取組を進め、基本構想に掲げる「活力」と「つながり」のあるまちづくりが推進されることを期待します。

また、当審議会では、専門的な知見からの提言や当事者目線での問題提起など、様々な立場から多様な意見を申し述べています。事業実施にあたっては、それらを十分に配慮するとともに、市民、自治会等の各種団体、事業者等の多様な主体の声をしっかりと受け止め、事業に反映することを求めます。

加えて、総合計画の着実な推進に向け、実施計画や施策評価における市民との共有をさらに進めるとともに、施策別計画に分野別計画の進捗状況等を有効に反映する取組について、整理されることを期待します。

以 上

